

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

岐阜県	
市区町村数	42

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
						16	26	13		39							
21	201	岐阜市	男女共生・生涯学習推進課	1	1	1	1	岐阜市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)	2023年4月	~	2028年3月	1	1
21	202	大垣市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大垣市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		大垣市第五次男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
21	203	高山市	生涯学習課	1	2	1	1	高山市男女共同参画推進条例	2002年12月25日	2003年4月1日		第5次高山市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	期限を設けない	1	1
21	204	多治見市	くらし人権課	1	2	2	1	多治見市男女共同参画推進条例	2005年6月27日	2005年7月1日		第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
21	205	関市	市民協働課	1	2	1	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		第3次せき男女共同参画まちづくりプラン	2019年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
21	206	中津川市	地域づくり協働課	1	2	1	1				4	なかつかわ男女共同参画プラン(第4次)	2016年4月1日	~	2027年3月31日	2	1
21	207	美濃市	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次男女共同参画いきいきプラン	2018年4月	~	2028年3月	1	1
21	208	瑞浪市	市民協働課	1	2	2	1				4	第3次みずなみ男女共同参画プラン	2024年4月	~	2034年3月	1	1
21	209	羽島市	市民協働課	1	2	1	1				4	羽島市男女共同参画プラン2025	2025年4月	~	2030年3月	1	1
21	210	恵那市	企画課	1	2	2	1				4	第2次男女共同参画プラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
21	211	美濃加茂市	ひとづくり課	1	2	2	1				4	第3次美濃加茂男女共同参画基本計画	2020年4月	~	2030年3月	2	1
21	212	土岐市	市民活動課	1	1	2	1				4	第3次土岐市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2034年3月	1	1
21	213	各務原市	いきいき楽習課	1	2	2	1	各務原市男女が輝く都市づくり条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第5次各務原市男女共同参画基本計画(みんなで彩るかかみがはらにじいろプラン)	2025年4月	~	2030年3月	1	1
21	214	可児市	地域協働課	1	2	1	1	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007年6月13日	2007年7月1日		第4次可児市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2028年3月	1	1
21	215	山県市	企画財政課	1	2	1	1	山県市男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年3月20日		第4次山県市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1
21	216	瑞穂市	総合政策課	1	2	1	1	瑞穂市男女共同参画推進条例	2010年12月17日	2011年4月1日		瑞穂市第二次男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
21	217	飛騨市	企画部総合政策課	1	2	2	1				4	第3次飛騨市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	2	2
21	218	本巣市	企画広報課	1	2	1	1				4	第4次本巣市男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
21	219	郡上市	企画課	1	2	2	1	郡上市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		第4次郡上市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
21	220	下呂市	まちづくり推進部企画課	1	2	2	2				4	下呂市女性の活躍推進計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
21	221	海津市	生活・環境課	1	2	1	1	海津市男女共同参画推進条例	2008年3月24日	2008年4月1日		第4次海津市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
21	302	岐南町	総務人事課	1	2	2	2				4	第4次岐南町男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
21	303	笠松町	総務課	1	2	1	2				4	第4次笠松町男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1
21	341	養老町	総務部総務課	1	2	1	1	養老町男女共同参画のまちづくり条例	2005年3月28日	2005年4月1日		養老町第三次男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1
21	361	垂井町	企画調整課	1	2	1	1				4	垂井町第3次男女共同参画プラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1
21	362	閑ヶ原町	総務課	1	2	2	2				4	閑ヶ原町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有					
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
21	381	神戸町	まちづくり戦略課	1	2	2	2			4	第2期神戸町男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
21	382	輪之内町	総務危機管理課	1	2	2	1	輪之内町男女共同参画推進条例	2011年3月9日	2011年4月1日		発見！必見！わのうち未来へつなぐプラン～誰もが自分らしく生きられる社会のために～	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
21	383	安八町	まちづくり推進課	1	2	2	1			2	安八町男女共同参画プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
21	401	揖斐川町	政策広報課	1	2	2	1			4	揖斐川町第3次男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
21	403	大野町	総務課	1	2	2	2			4	男女共同参画プランおおの	2023年4月	~	2033年3月	2	1	
21	644	池田町	教育委員会 社会教育課	2	2	2	2			4	池田町男女共同参画プラン「いけだチャチャチャ」	2023年4月1日	~	2033年3月31日	2	1	
21	421	北方町	政策財政課	1	2	2	2			4	北方町男女共同参画プラン	2025年4月	~	2033年3月	1	1	
21	501	坂祝町	企画課	1	2	2	2			4						2	
21	502	富加町	企画課	1	2	2	2			4	富加町男女共同参画計画	2024年3月	~	2034年3月	2	1	
21	503	川辺町	企画課	1	2	2	2			4	川辺町男女共同参画基本計画	2025.4.1	~	2035.3.31	1	1	
21	504	七宗町	ふるさと振興課	1	2	2	2			4	七宗町男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	2	1	
21	505	八百津町	総務課	1	2	2	2			4	第2次八百津町男女共同参画基本計画	2020年4月	~	2030年3月	1	1	
21	506	白川町	振興課	1	2	2	2			4	白川町男女共同参画計画	2022年4月	~	2028年3月	1	1	
21	507	東白川村	総務課	1	2	2	2			4						1	
21	521	御嵩町	企画課	1	2	1	1			4	御嵩町第5次男女共同参画プラン	2025年度	~	2029年度	1	1	
21	604	白川村	総務課	1	2	2	2			4						2	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

- 1 有
2 無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中
2 2026年度以降の制定を目指し検討中

- 3 その他

- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

岐阜県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-5 管理・運営主体							
		問6-1			問6-4 所在地等				問6-3 施設形態			問6-5 管理・運営主体				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ				施設管理	事業運営	直営	指定管理者	その他
		3							単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	500-8521	岐阜市橋本町1-10-23 ハートフルスクエアーG1階	058-268-1052	058-271-1261	https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	ハートリンクおおがき 503-0911	岐阜県大垣市室本町5丁目51番地	0584-47-8549	0584-47-8838	https://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0-0_4.html?a03=/3-3-0-0-0_4.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
21	203	高山市														
21	204	多治見市														
21	205	関市														
21	206	中津川市														
21	207	美濃市														
21	208	瑞浪市														
21	209	羽島市														
21	210	恵那市														
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター	Re:Ola	505-0023	美濃加茂市健康のまち1丁目2番地みのかも健康プラザ内	090-9022-2200	https://camihno-minokamo.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>		
21	212	土岐市														
21	213	各務原市														
21	214	可児市														
21	215	山県市														
21	216	瑞穂市														
21	217	飛騨市														
21	218	本巣市														
21	219	郡上市														
21	220	下呂市														
21	221	海津市														
21	302	岐南町														
21	303	笠松町														
21	341	養老町														
21	361	垂井町														
21	362	関ケ原町														
21	381	神戸町														
21	382	輪之内町														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体						
			問6-1			問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	
21	383	安八町																
21	401	揖斐川町																
21	403	大野町																
21	644	池田町																
21	421	北方町																
21	501	坂祝町																
21	502	富加町																
21	503	川辺町																
21	504	七宗町																
21	505	八百津町																
21	506	白川町																
21	507	東白川村																
21	521	御嵩町																
21	604	白川村																

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

岐阜県

都 道 府 県 コ イ ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓發	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理
			3		2		0				1	3	3	3	0	0	0	3	0
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	2002年1月26日	○			2	4	6,283	○	○	○	○			○	大学・短期大学との連携事業(情報紙の発行等)	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	2017年10月11日	○			3	3	1,143	○	○	○				○	交流促進のため 男女共同参画センター登録団体制度	
21	203	高山市																	
21	204	多治見市																	
21	205	関市																	
21	206	中津川市																	
21	207	美濃市																	
21	208	瑞浪市																	
21	209	羽島市																	
21	210	恵那市																	
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター	2018年9月21日				0	4	2,845	○	○	○			○			
21	212	土岐市																	
21	213	各務原市																	
21	214	可児市																	
21	215	山県市																	
21	216	瑞穂市																	
21	217	飛騨市																	
21	218	本巣市																	
21	219	郡上市																	
21	220	下呂市																	
21	221	海津市																	
21	302	岐南町																	
21	303	笠松町																	
21	341	養老町																	
21	361	垂井町																	
21	362	関ヶ原町																	
21	381	神戸町																	
21	382	輪之内町																	
21	383	安八町																	
21	401	揖斐川町																	
21	403	大野町																	
21	644	池田町																	
21	421	北方町																	
21	501	坂祝町																	
21	502	富加町																	
21	503	川辺町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業							
				設置根拠 条例	2 条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集
21	504	七宗町															
21	505	八百津町															
21	506	白川町															
21	507	東白川村															
21	521	御嵩町															
21	604	白川村															

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

岐阜県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
/	/	/	2		/	21	0	0.0	28	0	0.0	21	1	4.8	17	0	0.0	6,872	359	5.2
21	201	岐阜市				1	0	0.0	2	0	0.0							2401	239	10.0
21	202	大垣市	2005年3月18日	大垣市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							490	16	3.3
21	203	高山市				1	0	0.0	2	0	0.0							278	0	0.0
21	204	多治見市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
21	205	関市				1	0	0.0	1	0	0.0									
21	206	中津川市				1	0	0.0	2	0	0.0							164	4	2.4
21	207	美濃市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	0	0.0
21	208	瑞浪市				1	0	0.0	1	0	0.0							106	3	2.8
21	209	羽島市				1	0	0.0	2	0	0.0							113	1	0.9
21	210	恵那市				1	0	0.0	1	0	0.0							464	23	5.0
21	211	美濃加茂市				1	0	0.0	2	0	0.0							166	6	3.6
21	212	土岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							248	5	2.0
21	213	各務原市	2005年9月26日	男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							378	30	7.9
21	214	可児市				1	0	0.0	1	0	0.0							123	4	3.3
21	215	山県市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	1	0.7
21	216	瑞穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							90	3	3.3
21	217	飛騨市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	3	3.0
21	218	本巣市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	4	3.4
21	219	郡上市				1	0	0.0	2	0	0.0							107	1	0.9
21	220	下呂市				1	0	0.0	1	0	0.0									
21	221	海津市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	2	1.2
21	302	岐南町										1	1	100.0	1	0	0.0	34	0	0.0
21	303	笠松町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
21	341	養老町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	2	1.6
21	361	垂井町										1	0	0.0	1	0	0.0	128	4	3.1
21	362	関ケ原町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
21	381	神戸町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	382	輪之内町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
21	383	安八町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
21	401	揖斐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	1	0.8
21	403	大野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	644	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
21	421	北方町										1	0	0.0	0	0		49	4	8.2
21	501	坂祝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
21	502	富加町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
21	503	川辺町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
21	504	七宗町										1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
21	505	八百津町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	1	1.4
21	506	白川町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0
21	507	東白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			問7-2				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
21	521	御嵩町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	2	2.9			
21	604	白川村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0			

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

岐阜県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード							
		問8-1			問8-2			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
					1,612	1,330	23,575	7,493	31.8		1,014	891	14,444	4,265	29.5	227	146	1,430	271	19.0	940	83	8.8	981	84	8.6									
				小計							996	873	13,894	4,066	29.3	217	140	1,395	263	18.9															
21	201	岐阜市	2028年3月	40%以上60%以下	195	133	2,875	1,052	36.6	全附属機関・委員会等	127	112	1,560	458	29.4	6	2	68	5	7.4	56	3	5.4	57	3	5.3	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日			
21	202	大垣市	2026年3月		107	97	2,181	881	40.4	要綱等により設置されている懇話会、会議等	43	39	740	223	30.1	5	4	33	8	24.2	39	4	10.3	40	4	10.0	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日			
21	203	高山市	2040.0		38	37	695	270	38.8		32	31	661	261	39.5	5	5	34	9	26.5	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1				
21	204	多治見市	2028年3月	40~60%	122	114	1,205	464	38.5	執行機関である委員又は委員会及び財産管理会は除く。	33	32	402	126	31.3	6	4	31	6	19.4	21	1	4.8	22	1	4.5	1		1		1				
21	205	閔市	2029年3月		57	51	674	174	25.8	法令又は条例、規則等により設置されている審議会及び委員会等のうち、女性の登用が極めて難しい委員会(財産区管理など)を除いたもの	51	46	639	163	25.5	6	5	35	11	31.4	29	3	10.3	30	3	10.0	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日			
21	206	中津川市	2027年3月		68	52	2,019	480	23.8		26	20	524	199	38.0	6	5	67	11	16.4	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1				
21	207	美濃市	2028年3月		50	44	551	172	31.2		9	7	85	22	25.9	6	4	26	7	26.9	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1				
21	208	瑞浪市	2034年3月	西暦2034年3月までに、40~60%	60	50	808	288	35.6	法律、政令、条例、規則、要項等により設置されているもの	10	10	211	76	36.0	6	4	30	8	26.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1				
21	209	羽島市	2030年3月		58	53	911	278	30.5	地方自治法に基づく審議会等、要綱等に基づき設置された審議会、委員会等	39	36	434	129	29.7	6	4	32	10	31.3	19	6	31.6	20	6	30.0	1		1		1				
21	210	恵那市	2026年3月		67	56	1,063	341	32.1	行政各種委員会(設置根拠が規則等である場合を含む)	21	17	274	61	22.3	6	5	35	11	31.4	30	8	26.7	31	8	25.8	1		1		1				
21	211	美濃加茂市	2030年3月		57	46	926	294	31.7	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法第202条の3に基づく審議会等(3)その他、規則・要綱等に基づき設置されている審議会等(4)広域の委員会又は審議会等(5)上記以外の審議会等	39	34	601	194	30.6	5	3	27	7	25.9	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1				
21	212	土岐市	2034年3月		53	43	675	167	24.7	要綱等により設置されている審議会等	24	21	352	79	22.4	6	5	30	7	23.3	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1				
21	213	各務原市	2030年3月		84	79	1,275	427	33.5	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他の規則や要綱で設置したもの	63	57	783	254	32.4	6	5	37	7	18.9	32	4	12.5	33	4	12.1	2	2025年9月1日	2	2025年9月1日	2	2025年9月1日			
21	214	可児市	2028年3月	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等 (2)地方自治法第202条の3に基づく委員会等 (3)要綱・要領に基づく審議会等 (4)その他(規程・規約に基づく審議会等)	69	58	1,352	428	31.7		32	28	625	168	26.9	5	2	36	4	11.1	25	4	16.0	26	4	15.4	2	2024年4月1日	1		1				
21	215	山県市	2027年3月		45	43	521	197	37.8		44	42	521	189	26.1	6	5	31	7	22.6	28	2	7.1	29	2	6.9	1		2	2025年3月31日	2	2025年3月31日			
21	216	瑞穂市	2030年3月		30	29	351	85	24.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	38	36	459	116	25.3	5	2	27	5	18.5	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1				
21	217	飛驒市	2026年3月		12	9	190	37	19.5		12	9	190	37	19.5	6	5	36	7	19.4	28	0	0.0	29	0	0.0	1		1		1				
21	218	本巣市	2029年3月		51	43	799	232	29.0	法律、政令及び条例に基づき設置された審議会等に加え、要綱、規則及び規定に基づく審議会等	22	19	367	93	25.3	5	4	52	9	17.3	24	2	8.3	25											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード												
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)								
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委 員 数	総 委 員 数		うち 女性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委 員 数	女性 比 率 (%)	問8 目標設定の 対象である 審議会等の 目標及び 現状値	その他	問9 地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会 等における 登用状況	その他	問10 地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会 等における 登用状況	その他	その他						
21 302	岐南町	50.0	2030年3月		18	12	216	69	31.9					9	7	126	21	16.7	4	2	20	4	20.0	20	0	0.0	21	1	4.8	1	1	1	
21 303	笠松町		2029年3月	40%以上 60%以下	54	41	769	207	26.9	1.法律又は政令により設置されている審議会等2.法律により設置されている委員会等3.条例、規則等により設置されている懇談会、会議等4.要綱等により設置されている懇談会、会議等				26	21	480	127	26.5	4	2	24	3	12.5	14	0	0.0	15	0	0.0	1	1	1	
21 341	養老町	30.0	2027年3月		23	21	280	76	27.1					19	18	240	69	28.7	5	2	33	5	15.2	19	4	21.1	20	4	20.0	1	1	1	
21 361	垂井町	50.0	2033年3月		51	23	384	131	34.1					19	17	306	117	38.2	5	3	38	7	18.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1	
21 362	関ヶ原町	40.0	2028年3月		18	14	151	35	23.2					18	14	151	35	23.2	5	3	26	3	11.5	10	1	10.0	11	1	9.1	1	1	1	
21 381	神戸町	35.0	2035年3月		5	4	27	5	18.5	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会				7	6	66	26	39.4	5	4	27	5	18.5	11	0	0.0	12	0	0.0	1	1	1	
21 382	輪之内町				0	0	0	0						24	20	265	74	27.9	5	3	27	5	18.5	34	2	5.9	35	2	5.7	1	1	1	
21 383	安八町	30.0	2028年3月		23	21	336	84	25.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等				23	21	336	84	25.0	5	3	35	6	17.1	12	1	8.3	13	1	7.7	1	1	1	
21 401	揖斐川町	30.0	2029年3月		15	10	183	37	20.2	法令・条例に基づく町の審議会等				13	8	130	13	10.0	5	2	52	8	15.4	24	0	0.0	25	0	0.0	1	1	1	
21 403	大野町	25.0	2033年3月		27	23	236	57	24.2					22	20	209	52	24.9	5	3	27	5	18.5	10	2	20.0	11	2	18.2	1	1	1	
21 644	池田町				0	0	0	0						8	5	90	24	26.7	5	2	27	3	11.1	12	1	8.3	13	1	7.7	1	1	1	
21 421	北方町				0	0	0	0						11	10	144	54	37.5	5	3	22	5	22.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1	1	1	
21 501	坂祝町				9	5	104	19	18.3					7	4	80	15	18.8	5	1	29	2	6.9	24	0	0.0	25	0	0.0	1	1	1	
21 502	富加町	30.0	2034年3月		2	2	22	3	13.6					0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	1	1	1	
21 503	川辺町	30.0	2035年3月		0	0	0	0						12	11	150	36	24.0	5	3	32	6	18.8	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1	
21 504	七宗町				0	0	0	0						14	7	142	23	16.2	5	3	28	5	17.9	22	0	0.0	23	0	0.0	1	1	1	
21 505	八百津町				0	0	0	0						11	6	120	18	15.0	5	2	27	3	11.1	21	0	0.0	22	0	0.0	1	1	1	
21 506	白川町				0	0	0	0						5	5	69	6	8.7	5	3	27	7	25.9	26	1	3.8	27	1	3.7	1	1	1	
21 507	東白川村				7	6	58	13	22.4					12	11	107	37	34.6	4	3	24	5	20.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1	1	1	
21 521	御嵩町	40.0	2025年3月		64	50	624	179	28.7	法、条例に基づいて設置されるもののほか、広域の委員会または審議会及び等地方自治法第180条の5に基づく委員会等を含む					0	0	0	0	0.0	5	3	25	4	16.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1	1	1
21 604	白川村				0	0	0	0						0	0	0	0	0.0	5	3	25	4	16.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1	1	1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

岐阜県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性数委員	女性比率(%)		
									18	18	550	199	36.2	10	6	35	8	22.9											
	岐阜市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	大垣市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3											
	高山市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3											
	多治見市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	関市								2	2	50	16	32.0	0	0	0	0	0											
	中津川市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	美濃市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	瑞浪市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	羽島市								2	2	111	27	24.3	0	0	0	0	0											
	恵那市								2	2	105	43	41.0	0	0	0	0	0											
	美濃加茂市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	土岐市								3	3	79	36	45.6	0	0	0	0	0											
	各務原市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	可児市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	山県市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	瑞穂市								0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3											
	飛騨市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	本巣市								2	2	42	17	40.5	3	2	9	2	22.2											
	郡上市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	下呂市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	海津市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	岐南町								0	0	0	0	0.0	1	1	8	3	37.5											
	笠松町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	養老町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	垂井町								2	2	20	6	30.0	0	0	0	0	0											
	閑ヶ原町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	神戸町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	輪之内町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	安八町								2	2	29	11	37.9	0	0	0	0	0											
	揖斐川町								2	2	53	24	45.3	3	0	9	0	0											
	大野町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											
	池田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0											

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
	北方町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	坂祝町								1	1	61	19	31.1	0	0	0	0	0.0			
	富加町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	川辺町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	七宗町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	八百津町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	白川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	東白川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	御嵩町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	白川村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

岐阜県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5										
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち管理職数																			
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他								
/ / / /	2,398	418	17.4	1,716	239	13.9	393	31	7.9	296	25	8.4	236	27	11.4	195	19	9.7	1,769	360	20.4	1,225	195	15.9	2,384	738	31.0	1,623	435	26.8	2,823	1,062	37.6	1,726	572	33.1			250	34	13.6	57	2	3.5				
21 201	岐阜市	291	46	15.8	195	25	12.8	34	1	2.9	24	0	0.0	75	8	10.7	52	5	9.6	182	37	20.3	119	20	16.8	169	48	28.4	100	23	23.0	477	83	17.4	237	44	18.6	1		22	2	9.1	6	0	0.0	1		
21 202	大垣市	245	43	17.6	104	8	7.7	52	2	3.8	17	1	5.9	0	0	0	0	0	0	193	41	21.2	87	7	8.0	187	35	18.7	121	8	6.6	253	74	29.2	88	20	22.7	1		16	2	12.5	4	0	0.0	1		
21 203	高山市	111	17	15.3	88	14	15.9	33	4	12.1	29	4	13.8	0	0	0	0	0	0	78	13	16.7	59	10	16.9	137	34	24.8	77	13	16.9	11	5	45.5	7	1	14.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
21 204	多治見市	59	10	16.9	40	9	22.5	12	2	16.7	9	2	22.2	3	0	0	2	0	0	0	44	8	18.2	29	7	24.1	96	21	21.9	53	5	9.4	151	50	33.1	74	20	27.0	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
21 205	関市	65	13	20.0	49	11	22.4	10	1	10.0	9	1	11.1	1	0	0	1	0	0	0	54	12	22.2	39	10	25.6	255	98	38.4	187	75	40.1	98	53	54.1	63	38	60.3	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
21 206	中津川市	180	45	25.0	105	12	11.4	18	1	5.6	13	0	0.0	39	6	15.4	30	3	10.0	123	38	30.9	62	9	14.5	155	39	25.2	97	31	32.0	218	128	58.7	117	63	53.8	1		19	6	31.6	3	0	0.0	1		
21 207	美濃市	30	4	13.3	21	3	14.3	7	0	0.0	5	0	0.0	0	0	0	0	0	0	23	4	17.4	16	3	18.8	28	15	53.6	27	8	29.6	24	11	45.8	33	11	33.3	1		3	0	0.0	0	0.0	0.0	1		
21 208	瑞浪市	43	8	18.6	34	7	20.6	11	0	0.0	9	0	0.0	4	2	50.0	3	2	66.7	28	6	21.4	22	5	22.7	72	23	31.9	39	12	30.8	37	10	27.0	25	4	16.0	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1		
21 209	羽島市	124	23	18.5	71	15	21.1	17	3	17.6	14	3	21.4	14	2	14.3	93	18	19.4	43	10	23.3	97	23	23.7	49	7	14.3	109	40	36.7	43	14	32.6	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1					
21 210	恵那市	90	11	12.2	74	10	13.5	18	2	11.1	15	2	13.3	9	2	22.2	63	7	11.1	50	6	12.0	48	18	37.5	35	11	31.4	160	53	33.1	120	33	27.5	1		4	0	0.0	0	0.0	0.0	1					
21 211	美濃加茂市	42	6	14.3	39	6	15.4	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	34	5	14.7	31	5	16.1	68	21	30.9	54	12	22.2	32	14	43.8	24	10	41.7	1		7	0	0.0	1	0	0.0	1		
21 212	土岐市	64	11	17.2	50	7	14.0	13	1	7.7	12	1	8.3	9	1	11.1	6	0	0.0	42	9	21.4	32	6	18.8	57	10	17.5	33	4	12.1	69	21	30.4	43	17	39.5	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
21 213	各務原市	125	19	15.2	88	13	14.8	14	1	7.1	10	1	10.0	13	1	7.7	12	1	8.3	98	17	17.3	66	11	16.7	157	38	24.2	103	28	27.2	36	4	11.1	22	4	18.2	1		9	1	11.1	4	0	0.0	1		
21 214	可児市	51	3	5.9	51	3	5.9	10	1	10.0	10	1	10.0	2	0	0	0	0	0	39	2	5.1	39	2	5.1	69	11	15.9	69	11	15.9	56	23	41.1	52	21	40.4	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1		
21 215	山県市	32	7	21.9	28	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	20	7	35.0	16	0	0.0	42	16	38.1	38	12	31.6	45	29	64.4	39	5	12.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
21 216	瑞穂市	42	9	21.4	35	6	17.1	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0																																

調査表4-5
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

岐阜県

調査時点		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。														
		問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、選得する業期間は、次のうちどれか。	問12-2で1を選択した場合、選得する業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事項について1~4のいずれか一つに○をつけてください。									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に実施した事例も判断したことない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認める。 3. 明記した規定がなく、運用上認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に実施した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解説又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解説又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
議会名	1の合計	37	1	33	0		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
	2の合計	2	31	4	37			2	2	2	5	1				
	3の合計	0	2		0			0	0	0	0	0				
	4の合計	3	3				6	6	6	6	3	0				
21 201	岐阜市	1	岐阜市職員の旧姓使用に関する要綱 第5条第1項 任命権者は、前条第2項及び第3項の規定による申請について、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	岐阜市議会	1	3	1	岐阜市議会会議規則 第2条第2項 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	
21 202	大垣市	1	大垣市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大垣市議会	1	2	1	大垣市議会会議規則 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	
21 203	高山市	1	高山市職員旧姓使用取扱要項 第2条 職員は、届出することにより、職場において旧姓を使用することができる。	高山市議会	1	2	1	高山市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 204	多治見市	1	多治見市職員旧姓使用取扱要綱 第4条第1項 任命権者は、前条に規定する旧姓使用願が提出されたときは、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招く恐れのある場合を除き、旧姓の使用を承認するものとする。	多治見市議会	1	2	1	多治見市議会会議規則 第2条(省略) 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 205	関市	1	関市職員の旧姓使用に関する要綱 (承認) 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2. 路	関市議会	1	3	1	関市議会会議規則、関市議会委員会条例 ・関市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多治見市の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 206	中津川市	1	中津川市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、中津川市の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が結婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	中津川市議会	1	2	1	中津川市議会会議規則 第2条 第1項省略 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 207	美濃市	2		美濃市議会	1	1	1	美濃市議会会議規則 (欠席の届出) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 208	瑞浪市	1	瑞浪市職員旧姓使用取扱要項 本則全て	瑞浪市議会	1	2	1	瑞浪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 209	羽島市	2		羽島市議会	1	2	1	羽島市議会会議規則 第1章第1節第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
21 210	恵那市	2		恵那市議会	1	2	1	恵那市議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

都 市		市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
道 府	市 区	府 町	市 区																	
県 村	市 町	村 町	市 町	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問 12-1 講員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 1. を選択した場合、取扱ったことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問 12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問 12-5 1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問 12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 講員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
コ ド	ド	名	名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出席	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
21	211	美濃加茂市	1	美濃加茂市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱	第1条 この訓令は、美濃加茂市的一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであっておむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれがない、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの		1	2	1	美濃加茂市議会会議規則	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に書面により届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	
21	212	土岐市	1	土岐市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用するものとする。	土岐市議会	1	2	1	土岐市議会会議規則	第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	213	各務原市	1	各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱	第1条 この要綱は、各務原市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条第1項 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであつて別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれがない、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	各務原市議会	1	2	1	各務原市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	214	可児市	1	可児市職員旧姓使用取扱要綱	(旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、職場での呼称のほか、法令等に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものに限り、旧姓を使用することができる。	可児市議会	1	2	1	可児市議会会議規則 §2(2) (欠席の届出) 第2条 議員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	215	山県市	1	山県市職員旧姓使用取扱要綱	(旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法律等に抵触するおそれがない、職員の同一性の確認が容易にできる文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用することができます。	山県市議会	1	2	1	山県市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	216	瑞穂市	1	瑞穂市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができる。	瑞穂市議会	1	2	1	瑞穂市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
21	217	飛驒市	4			飛驒市議会会議規則				第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	218	本巣市	1	本巣市職員旧姓使用取扱要綱	第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるものに限り、旧姓を使用することができます。	本巣市議会	1	2	1	本巣市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	
21	219	郡上市	1	郡上市職員旧姓使用取扱要綱	第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、郡上市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	郡上市議会	1	2	1	郡上市議会会議規則	第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

都 市 市 区 道 府 県 コ ド		市 市 区 区 町 村 町 村 村 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
				問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7						
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1. を選択した場合 2. 明記した規定はないが、運用上認めてい 3. 明記した規定がなく、運用上も認めてい ない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	問12-3 1. を選択した場合 2. 取得したことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-4 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めてい 3. 明記した規定がなく、運用上も認めてい ない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めてい 3. 明記した規定がなく、運用上も認めてい ない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例					配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
下呂市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員の互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、市長の事務部局に勤務する一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長の承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 2 旧姓の使用を承認を受ける職員は、前項に規定するすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 第4条 職員は、第2条の規定による旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書について、特に必要があると認められるときは、当該職員に対して、当該申請書記載内容の確認ができるものと提出を求めることができる。 第5条 市長は、旧姓の使用を承認した場合は、その旨を速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)を所属長を経由して市長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓の使用的の承認は申請できないものとする。 第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用的の承認を受けた職員は、当該承認を受けたことを証する書類等の写しを所属長を経由して市長に提出することにより、旧姓の使用を承認したものとみなす。 第8条 市長は、旧姓の使用を承認した後において、当該職員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員の旧姓の使用的取消しを求めることができる。 第9条 市長は、第4条から前条までについて、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 第10条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たて、常に市民、関係機関及び職員等に誤解や混亂が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 第11条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。		下呂市議会	1	2	1	2	下呂市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1	
21 220 下呂市 1																		
21 221 海津市 2				海津市議会	1	2	1	海津市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	
21 302 岐南町 2				岐南町議会	1	4	2							4	4	4	4	2
21 303 笠松町 1			笠松町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するに關して必要な事項を定めるものとする。 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないが、職務遂行上又は事務処理上において誤解や混亂を招くおそれがないと認められる文書等で、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外の文書等であって、別表第2に掲げるものとする。	笠松町議会	1	4	2							2	2	2	2	2
21 341 養老町 2				養老町議会	1	2	1	養老町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
21 361 垂井町 2				垂井町議会	1	2	1	垂井町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	

都 市		市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道 府	市 区	府 町	市 区	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。															
県	村 町	市 村	市 町	議 会 名	問 12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-3 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-5 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-6 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上も認めっていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
コ ド	コ ド	コ ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他			
21	362	関ケ原町	1	問ケ原町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないか、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの	問ケ原町議会	1	2	1	問ケ原町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	381	神戸町	1	神戸町職員旧姓使用取扱要綱第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれがない	神戸町議会	1	2	1	神戸町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	382	輪之内町	1	輪之内町旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に關し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれがないか、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務執行上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	輪之内町議会	1	2	1	輪之内町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	383	安八町	2		安八町議会	1	2	1	安八町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	401	揖斐川町	4		揖斐川町議会	1	2	1	揖斐川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	403	大野町	4		大野町議会	1	2	1	大野町議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、又は連参しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	404	池田町	2		池田町議会	1	2	1	池田町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないとき又は連参しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	421	北方町	3			1	4	2		2				4	4	4	4		
21	501	坂祝町	2		坂祝町議会	4								4	4	4	4		
21	502	富加町	4			2								2	2	2	2		

都 市			市 市			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
道	府	県	市	区	町	問 11-3 及び 4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問 12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問 12-2 間 12-1 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-3 間 12-2 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-4 間 12-3 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-5 間 12-1 で 1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の報酬について減額の規定はあるか。	問 12-6 間 12-5 で 1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問 12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について 1~4 のいずれか一つに○をつけてください。						
コ	コ	ド	市	区	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例を判断したことない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法 66条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法 66条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法 65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
21	503	川辺町	4			川辺町議会	1	2	1	川辺町議会会議規則 第2号 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
21	504	七宗町	2			七宗町議会	2			八百津町議会会議規則 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものについては、旧姓(押印を含む。以下同じ。)を使用することができるものとする。					4	4	4	4	4	
21	505	八百津町	1			八百津町議会	1	2	1	八百津町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
21	506	白川町	1			白川町議会	1	2	1	白川町議会会議規則 第2条 職員が旧姓を使用取扱要綱 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれがないか、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外であって、おおむね別表第2に掲げるものとする。	2				1	1	1	1	1	
21	507	東白川村	2				4								4	4	4	4	2	
21	521	御嵩町	1			御嵩町議会	1	2	2						1	1	1	1	1	
21	604	白川村	2			白川村議会	4								4	4	4	4	2	

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の両立支援体制に関する調査)

岐阜県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2026年4月1日)

都道府県	市町村	市町村	市 区 郡 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況																
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15																	
県	村	町	議員の利用するに際するハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。												男女共同参画に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況																
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている場合のものも含む。2. 保育所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)3. 款置または掲出する予定である。4. なし	1. 専用の場所がある。2. 行っている。 ①常設の施設等に必要とする職員等に必要な場合のものも含む。 ②は設置または提供がされている。(臨時のものも含む) ③款置または掲出する予定である。 ④なし	1. 行っていない。 ①今後、取り組む予定もない。 ②は設置または提供がされない。 ③款置または掲出する予定もない。 ④なし	1. 行っている。 ①今後、取り組む予定ある。 ②は設置または提供がされない。 ③款置または掲出する予定もない。 ④なし	規ハ 定ラ ッジ スメ リ規 定等 にこ とが 開あ る	2. 相 ハ ラ ッ ジ ス メ リ規 定等 にこ とが 開あ る	3. そ の 他	その他内容	1. 行っている。 ①研修において利用している。 ②行っていないが、今後、取り組む予定ある。 ③款置または掲出する予定もない。 ④なし	1. 行っている。 ①研修において利用している。 ②行っていないが、今後、取り組む予定ある。 ③款置または掲出する予定もない。 ④なし	1. 行っている。 ①研修において利用している。 ②行っていないが、今後、取り組む予定ある。 ③款置または掲出する予定もない。 ④なし	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めないとしない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. 明記した規定がなく、運用上認めないとしない。 5. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うら女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点から防災・復興をテーマにした研修の実施状況															
コ	コ	村	0	2	7	0	2	10	5	1	2	20	8	0	4	6																		
			0	2	1	25			4			4	4	4	14	31			938	127	13.5%													
			2		25				18			11	38	0		5					3													
			40	37								24																						
21	201	岐阜市	4	4	3				2	3	3	4				1	地図防災計画(一般対策計画)、地域防災計画(地震対策計画) 地図防災計画(一般対策計画)第2章第1節第5項の8 災害対策本部の監督、各機関の一貫義務 市民防災会議部、男女共生・生涯学習推進部 ① 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立 ② 多様な視点に配慮した計画を進めるとともに、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。 また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておこなう努力ある。	107	10	9.3														
21	202	大垣市	4	4	3				3		3	2				1	大垣市地域防災計画(一般対策計画) 第2章 災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進 2. 推進体制 ③ 男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立 ④ 多様な視点に配慮した計画を進めるとともに、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。 また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておこなう努力ある。	23	1	4.3	○													
21	203	高山市	4	4	3				1	3	3	2				2				37	4	10.8												
21	204	多治見市	4	4	3				3		3	2				2				15	2	13.3												
21	205	関市	4	4	1				3	政治倫理に関する調査特別委員会を設置						1	関市地域防災計画 女性専用の災害相談窓口の開設			30	3	10.0												

都道府県	市区町村	市立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況		研修の実施状況				
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14				
本部員	うち女性	(人)	女性比率 (%)																	
滋賀県	守山市	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。			
福井県	越前市	1. 人員及び場所の設備がされているか。 2. 保育に必要な場所は設置または提供がされているか。 3. 教室または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所があるか。 2. 保育に必要な場所があるか。 3. 教室または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 今後、取り組む予定である。 4. 今はまだ。 5. 保育または提供がされていない。臨時のものも含む)。 6. 既設または提供する予定である。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 今後、取り組む予定である。 4. 今はまだ。 5. 保育または提供がされていない。臨時のものも含む)。 6. 既設または提供する予定である。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、行う予定もある。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定である。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。	1. 行っていない。 2. 行っておらず、今後、取り組む予定はない。				
兵庫県	伊丹市	中津川市議会ハラスメント防止条例 (目的) 第1条 この条例は、中津川市議会議員(以下「議員」という。)による議員間及び職員に対するハラスメントの防止及び排除のために必要な事項を定め、市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。 (定義) 第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、該号各号に定めるところによる。 (1)ハラスメント 次号から第六号までに掲げるものの総称という。 (2)性別 女性と男性との性別を区別する性別を意味する。性別若しくは性別とは、性別若しくは性別を有する性別若しくは性別とされ、相手に対して精神的若しくは身体的な疼痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境(議員としての活動を行う上での環境を含む、以下同じ)を害するものをいいう。 (3)セクハラ・ハラスメント 性別又は性別を問わず、性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為又はその行為の結果としての不快感を生むこと、若しくは勤務条件の不利を与えること等をいいう。 (4)性差別、出産、育児又は介護に関する問題等に対する配慮(以下「性差別等」といいう。)は妊娠若しくは出産による症状若しくは勤務(議員としての活動を含む)をすることができないこと等に対する配慮又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動によりその他の勤務環境を害すこととなるもの出るのをいいう。 (5)その他のハラスメント 前号に掲げるもののほか、相手の人格若しくは尊厳を害し、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手に不利益若しくは迷惑の低下をもたらす議員活動の環境を害するものをいいう。 (6)職員 地方公務員(昭和25年法律第261号)第三条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号の職員等まで、第3号、第3号の2及び第3号に規定する特別職に属する職員(議員を除く。)をいいう。 (登録済み議員) 第6条 この条例は、議員間又は議員と職員との間に生じた問題について適用する。 (議長の職務) 第7条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 (議員の責務) 第8条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの排除に努めなければならない。 1. 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を壊するものであることを認めた。議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければならない。 2. 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果さなければならぬ。 3. 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、当該行動を行っている者に対し厳しく懲めべき旨を指摘するよう努めるなどして、自重した内容を議長に報告しなければならない。 (事実関係の把握) 第9条 議長は、議員又は職員からハラスメントに関する申出があるときは、必要に応じて申出者、相談者、当事者等に対して事実関係を把握するための調査を行なわなければならない。 (公表等) 第10条 議長は、前条の規定によりハラスメント行為があつたと確認したときは、速やかに当該ハラスメントを行った者の氏名を公表する。 (議長の職務代理) 第11条 議長が第6条の規定による調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長とともに調査の対象になったときは議会運営委員長が、議長及び副議長並びに議会運営委員長がともに調査の対象になったときは、これらを除く議員のうち議席番号が最も大きい者が、この条例に規定する議員の職務を行なう。 (被調査者) 第12条 調査は、議員又は職員からハラスメントに関する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の議員又は職員の対応に起因して当該議員又は職員が不利益を受けることがないようにしなければならない。 (研修等) 第13条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。 (委任) 第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附則 この条例は、公布の日から施行する。	1	1	3	4												19	0	0.0
21 206	中津川市	4	4	1	1												2			
21 207	美濃市	3	4	3													13	0	0.0	
21 208	瑞浪市	4	4	3													13	0	0.0	
21 209	羽島市	4	4	2													18	3	16.7	
21 210	恵那市	4	4	2													18	2	11.1	
21 211	美濃加茂市	4	4	3													7	0	0.0	
21 212	土岐市	4	2	2													15	1	6.7	
21 213	各務原市	4	4	1	1												15	2	13.3	
21 214	可児市	4	4	3													12	1	8.3	

都道府県	市区町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況				
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14								
福岡市	市區	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保健施設等が議会に設置または提供されているか。				
福岡県	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。 2. 保育に必要な施設または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 施設または提供がされている。(臨時のものも含む) 4. なし	1. 専用の場所がある。 2. 保育に必要な施設または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 施設または提供がされている。(臨時のものも含む) 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っていない。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。																	
福岡市	下呂市	4	4	3				3		3	2			2			25	2	8.0	○			
福岡県	海津市	4	1	3				1		1	3	4		研修の実施(問12-14のとおり)		海津市地域防災計画	1	3	7.5				
福岡県	岐南町	4	4	1	1	2		1		2	3	2					2			9	1	11.1	
福岡県	笠松町	4	4	2				1		3	3	1		笠松町議会議員旧姓使用取扱要綱					11	0	0.0		
福岡県	養老町	4	4	3				3		3	4							9	3	33.3			
福岡県	垂井町	4	2	3				3		3	2							47	10	21.3			
福岡県	関ケ原町	4	4	3				3		3	4							16	1	6.3			
福岡県	神戸町	4	4	3				3		3	4							17	3	17.6			
福岡県	輪之内町	4	4	3				1		3	3	4			輪之内町地域防災計画					9	5	55.6	
福岡県	安八町	4	4	3				3		3	4							13	2	15.4			
福岡県	揖斐川町	4	4	2				3		3	2							8	0	0.0			
福岡県	大野町	4	4	3				1		3	3	2						10	1	10.0			
福岡県	池田町	4	4	2				1		3	3	4			特になし			33	10	30.3			
福岡県	北方町	4	4	3				3		3	4							9	1	11.1			
福岡県	坂祝町	4	4	3				1		3	4							8	0	0.0			
福岡県	富加町	3	3	2				2		2	2							4	0	0.0			
福岡県	川辺町	4	4	3				3		3	4							3	0	0.0			
福岡県	七宗町	4	4	3				3		3	4							55	14	25.5			
福岡県	八百津町	4	4	2				1		1	2	4						20	0	0.0			
福岡県	白川町	4	4	1		3	研修	1		3	3	4						22	1	4.5			
福岡県	東白川村	4	4	3				3		3	4							15	4	26.7			
福岡県	御嵩町	4	4	2				1		3	3	4						12	0	0.0			
福岡県	白川村	4	4	3				3		3	4							0	0	0.0			